

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐澤祥人

材料価格基準の一部改正等について

平成 18 年 9 月 22 日付厚生労働省告示第 513 号をもって材料価格基準の一部が改正され、平成 18 年 10 月 1 日から適用されました。

今回の改正は、平成 18 年 8 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に行われた療養について、類似機能区分に基づく暫定価格で保険償還されておりました「ジェルパート」（暫定価格：14,800 円、平成 18 年 8 月 8 日付日医発第 521 号（保 90）にてご連絡済み）に関し、新たな機能区分および保険償還価格を設定したものであります。

本改正により平成 18 年 10 月 1 日以降、「ジェルパート」は新たに設定された「150 肝動脈塞栓材」を新たな機能区分とし、保険償還価格は 14,800 円となります（本製品に関しては、新たな償還価格と暫定価格が同価格）。（なお、同告示中、「別表 VI」にかかる事項は歯科点数表関連のため省略。）

また、同日付保医発第 0922002 号厚生労働省保険局医療課長通知により、「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（平成 18 年 3 月 6 日保医発第 0306005 号）が一部改正され、同じく平成 18 年 10 月 1 日から適用されました。

つきましては、本告示・通知の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

さらに、新たな機能区分が設定されたことに伴い、同日付保医発第 0922003 号厚生労働省保険局医療課長通知により、「特定保険医療材料の定義について」（平成 18 年 3 月 6 日保医発第 0306008 号）が一部改正され、同じく平成 18 年 10 月 1 日から適用されました。

本告示・通知の内容に関して、本会において別添 4 のとおり整理いたしましたので、ご参考に添付申し上げます。

なお、「ジェルパート」に関する今回の材料価格基準告示の改正部分及び材料価格算定に関する留意事項つきましては、日本医師会雑誌 11 月号に掲載を予定しております。

(添付資料)

1. 官報 (平 18. 9. 22 第 4428 号抜粋)
2. 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」の一部改正について
(平 18. 9. 22 保医発第 0922002 号 厚生労働省保険局医療課長通知)
3. 「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について
(平 18. 9. 22 保医発第 0922003 号 厚生労働省保険局医療課長通知)
4. 新たに機能区分及び価格が設定された医療機器 (日本医師会保険医療課)



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告 示〕

○特定保険医療材料及びその材料価格
(材料価格基準)の一部を改正する
件(厚生労働五一三)

○厚生労働省告示第五百十三号

診療報酬の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第九十二号)の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)(平成十八年厚生労働省告示第九十六号)の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から適用する。ただし、同日前に行われた療養に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成十八年九月二十二日

厚生労働大臣 川崎 二郎

別表Ⅱ区分149の次に次のように加える。

150 肝動脈腫栓材

14,800円

- 別表Ⅵ区分001中「1,911円」を「2,620円」に改める。
- 別表Ⅵ区分002中「2,438円」を「2,851円」に改める。
- 別表Ⅵ区分003中「1,957円」を「2,370円」に改める。
- 別表Ⅵ区分004中「2,235円」を「2,648円」に改める。
- 別表Ⅵ区分005中「1,959円」を「2,372円」に改める。
- 別表Ⅵ区分006中「430円」を「614円」に改める。
- 別表Ⅵ区分007中「477円」を「680円」に改める。
- 別表Ⅵ区分008中「590円」を「793円」に改める。
- 別表Ⅵ区分009中「529円」を「737円」に改める。
- 別表Ⅵ区分010中「1,194円」を「1,372円」に改める。
- 別表Ⅵ区分011中「73円」を「84円」に改める。
- 別表Ⅵ区分012中「94円」を「105円」に改める。

保医発第0922002号
平成18年9月22日

地方社会保険事務局長 殿
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長 殿
都道府県老人医療主管部(局)
老人医療主管課(部)長 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する
留意事項について」の一部改正について

標記については、「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(平成18年3月6日保医発第0306005号)により取り扱われてきたところであるが、本日、「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件」(平成18年厚生労働省告示第513号)が公布され、平成18年10月1日から適用されることとされたことに伴い、同通知を次のように改正し、平成18年10月1日から適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう、関係者に対して周知徹底を図られたい。

記

Iの3の(75)の次に次のように加える。

(76) 肝動脈塞栓材

肝動脈塞栓材は、肝細胞癌患者に対する肝動脈塞栓療法において使用した場合に限り算定できる。

保医発第0922003号
平成18年9月22日

地方社会保険事務局長 殿
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長 殿
都道府県老人医療主管部(局)
老人医療主管課(部)長 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

標記については、「特定保険医療材料の定義について」（平成18年3月6日保医発第0306008号）により取り扱われてきたところであるが、本日、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」（平成18年厚生労働省告示第513号）が公布され、平成18年10月1日から適用されることとされたことに伴い、同通知を次のように改正し、平成18年10月1日から適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう、関係者に対して周知徹底を図りたい。

記

（別表）のⅡの149の次に次のように加える。

150 肝動脈塞栓材

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具（51）医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「血管内塞栓促進用補綴材」であること。
- (2) 肝動脈の血流遮断を目的として使用する塞栓材であること。

■新たに機能区分及び価格が設定された医療機器

1. 肝動脈塞栓材

14,800円

【製品名】『ジェルパート（アステラス製薬）』 【薬事法承認番号：21700BZZ00029000】

※ 本製品は、「医療機器の保険適用について」（平成18年7月31日保医発第0731001号）（平成18年8月1日適用）にて、「新たな保険適用 区分C1」として保険適用されている。

※ 本製品は、平成18年8月1日から同年9月30日までの間に行われた療養については、材料価格基準の「138 血管内手術用カテーテル」の「(11) 塞栓用コイル」の「①コイル」の「ア 標準型」を類似機能区分として14,800円で算定し、平成18年10月1日以降は、新たな機能区分及び保険償還価格を設定することになっていた。

※ 今般、新たな機能区分として「肝動脈塞栓材」、保険償還価格として「14,800円」が告示されたもの。

○平成18年9月22日 厚生労働省告示第513号（平成18年10月1日適用）

告 示（材料価格基準）	
別表	
Ⅱ 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格	
149	両室ペーシング機能付き植込み型除細動器 4,190,000円
150	肝動脈塞栓材 14,800円
※材料価格基準（平成18年3月6日厚生労働省告示第96号）の別表に下線部を追加。	

○平成18年9月22日 保医発第0922002号（平成18年10月1日適用）

材料価格算定の留意事項	
平成18年3月6日保医発第0306005号のⅠの3の(75)の次に(76)として右のように加える。	<p>I 診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）別表第一医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）に係る取扱い</p> <p>(76) 肝動脈塞栓材 肝動脈塞栓材は、肝細胞癌患者に対する肝動脈塞栓療法において使用した場合に限り算定できる。</p>

○平成18年9月22日 保医発第0922003号（平成18年10月1日適用）

特定保険医療材料の定義	
平成18年3月6日保医発第0306008号の（別表）Ⅱの149の次に150として右のように加える。	<p>（別表）</p> <p>Ⅱ 医科点数表の第2章第3部，第4部，第6部，第9部，第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格</p> <p>150 肝動脈塞栓材</p> <p>定義</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>（1） 薬事法承認又は認証上，類別が「機械器具（51）医療用嘴管及び体液誘導管」であって，一般的名称が「血管内塞栓促進用補綴材」であること。</p> <p>（2） 肝動脈の血流遮断を目的として使用する塞栓材であること。</p>

（日本医師会保険医療課）